# 訪問看護ステーション　笑の木　　運営規定

（事業の目的）
第１条
この規定は、合同会社 Ishtar　が開設する　訪問看護ステーション笑の木（以下「事業所」という）の職員および業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護および指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）　の事業（以下「事業」という）の適正な運営および利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）
第２条
１　事業所は、訪問看護を提供することにより、利用者の心身の特性を踏まえて、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図り、生活の質を確保するとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めるものとする。
２　事業所は、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めるものとする。
３　事業所は、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（事業の運営）
第３条
１　事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
２　事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という）、又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）
第４条
事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

1　名称　訪問看護ステーション　笑の木
2　所在地　千葉県四街道市鹿放ケ丘 434-3

（職員の職種、員数および職務内容）
第 5 条
1　事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。
① 管理者（看護師若しくは保健師）・・・1 名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
ただし、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
② 看護職員（保健師、看護師または准看護師）・・・常勤換算２．５名以上
（うち、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士・・・実情に応じた適当数を配置
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
④ 事務職員・・・必要に応じて雇用する
必要な事務業務を担当する。
2　看護師、その他の従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

（営業日および営業時間）
第 6 条
事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
① 営業日　月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日および年末年始１２月３０日から 1 月 3 日までを除く
② 営業時間　午前 9 時から午後 5 時までとする。
③ 訪問看護サービス対応時間　年中すべて対応する。
④ 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容および利用料等）
第 7 条
1　指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。
① 病状・傷害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事および排泄等日常生活の世話
④ 褥創の予防・処置

⑤ リハビリテーション
⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症患者の看護
⑧ 療養生活や介護方法の指導
⑨ カテーテル等の管理
⑩ その他医師の指示による医療処置
2 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
3　次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、その実費を徴収する。
4　死後の処置料は、15，０００円とする。
5　前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第8条
通常の事業の実施地域は、四街道市、佐倉市、八千代市、千葉市稲毛区及び若葉区の区域とする。

（緊急時等における対応方法）
第9条
1　看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2　看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（相談・苦情対応）
第10条
1　事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2　事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受け

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業所は、提供した訪問看護に関わる利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故処理）
第 11 条
1　事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
2　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。
3　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）
1　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその他の代理人の了承を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第 13 条
1　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
③ その他虐待防止のために必要な措置
2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）
第 14 条
1　事業所は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修・・・採用後１か月以上

② 継続研修・・・年２回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　事業所は、訪問看護に関する必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供完結の日から２年間とする。

６　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 Ishtar と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規則は、令和　５年５月１日から施行する。